

後援名義使用申請の審査基準等について

日本ハンガリー友好協会

会員（個人会員）がコンサートや講演会、展示会等の各種行事を計画・実施するに際して、協会に後援名義使用の申請を行う手続き並びに審査基準等については、下記のとおり定める。

1. 申請資格

次のいずれかであること

- (1) 会員又は都道府県協会であること。
- (2) 駐日ハンガリー大使館、又は他のヴィセグラート4ヶ国（V4）友好協会理事会等であること。
- (3) 公的な機関（国、自治体、公益財団法人、又は公益社団法人）であること。
- (4) その他、運営委員会が特に認めたものであること。

2. 主な審査基準

- (1) 友好協会の活動の主旨に沿ったものであること。
- (2) 政治・宗教活動に関連がなく、公共性の高いものであること。
- (3) 特定の個人・団体等の利害に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。

3. 申請方法

原則として、行事实施予定の2ヶ月前までに、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料を添えて協会事務所へ提出する。

4. 必要書類

- (1) 後援名義使用申請書（所定様式）
- (2) 行事計画書
- (3) 申請者の活動歴
- (4) 団体の規約、役員名簿（団体の場合）
- (5) その他、プログラム、ポスター案等あらかじめ行事の内容が把握できるもの。
- (6) (3)と(4)については、次回以降の申請時に省略することができる。

5. 審査

- (1) 運営委員会は申請書受付後、出来るだけ速やかに審査を行い、諾否を決定する。
- (2) 後援の承諾を決定したときには、「後援名義使用承認書」（所定様式）を申請者に送付する。後援をしないことに決定したときには、その旨を文書で申請者に通知する。

6. 実施報告

行事終了後は、実施報告書の提出を求める。

7. 付則

- (1) この定めは、平成20年9月30日の理事会の承認を経て実施する。
平成26年11月26日改訂、令和5年5月31日改訂
- (2) 改訂の必要が生じた場合は、理事会に諮り決定する。
- (3) 審査結果は、理事会へ報告する。